

601 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

点検項目	点検事項	点検結果		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護費	定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）（訪問看護サービスなし）を算定	☐	該当	連携型以外
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）（訪問看護サービスあり）を算定	☐	該当	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）を算定	☐	該当	連携型
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）を算定	☐	該当	
准看護師が訪問看護サービスを行った場合	准看護師が訪問看護サービスを行った場合	☐	該当	
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、結果を職員に周知	☐	未実施	テレビ電話装置等の活用可
	虐待の防止のための指針の整備	☐	未実施	
	虐待の防止のための研修の定期的な実施	☐	未実施	
	上記の措置を適切に実施するための担当者の設置	☐	未実施	
業務継続計画未策定減算	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定	☐	該当	
通所系サービス利用時の調整	通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護又は認知症対応型通所介護の利用	☐	あり	
同一建物減算	事業所と同一若しくは隣接する敷地内の建物又は事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」とする）の利用者	☐	あり	
	1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の利用者	☐	あり	
特別地域加算	厚生労働大臣の定める地域に所在する事業所	☐	該当	
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣の定める地域に所在し、かつ1月あたり実利用者数が5人以下の事業所	☐	該当	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域へ通常の実施地域を越えてサービス提供	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
緊急時訪問看護加算 (Ⅰ)	利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制	☐	あり	対応マニュアル等
	利用者への説明・同意	☐	あり	同意書等
	他の事業所での当該加算の算定の有無	☐	なし	
	24時間対応体制加算（医療保険）の算定	☐	なし	
	緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている	☐	該当	
緊急時訪問看護加算 (Ⅱ)	利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制	☐	あり	対応マニュアル等
	利用者への説明・同意	☐	あり	同意書等
	他の事業所での当該加算の算定の有無	☐	なし	
	24時間対応体制加算（医療保険）の算定	☐	なし	
特別管理加算（Ⅰ）	在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態	☐	該当	主治医の指示書等
	訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理の実施	☐	あり	定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書、訪問看護記録書等
	他の事業所での当該加算の算定の有無	☐	なし	
	症状が重篤の場合速やかに医師による診療を受けることができるような支援の有無	☐	あり	
特別管理加算（Ⅱ）	1 在宅自己腹膜灌（かん）流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼（とう）痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態	☐	該当	主治医の指示書等
	2 人工肛（こう）門又は人工膀胱（ぼうこう）を設置している状態	☐	該当	〃
	3 真皮を越える褥瘡（じょくそう）の状態	☐	該当	〃
	4 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態	☐	該当	〃

（自己点検シート）

点検項目	点検事項	点検結果		
	訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理の実施	☐	あり	定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書、訪問看護記録書等
	他の事業所での当該加算の算定の有無	☐	なし	
	症状が重篤の場合速やかに医師による診療を受けることができるような支援の有無	☐	あり	
ターミナルケア加算	1 死亡日及び死亡日前14日以内にターミナルケアの実施（ターミナルケア後24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。）	☐	2日以上	サービス提供票
	2 次の（１）（２）いずれかに該当する場合に、死亡日及び死亡日前14日以内にターミナルケアの実施（ターミナルケア後24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。）	☐	1日以上	サービス提供票
	（１） 末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージⅢ以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態が、死亡日及び死亡日前14日以内に含まれる。	☐	該当	主治医の指示書等
	（２） 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態が、死亡日及び死亡日前14日以内に含まれる。	☐	該当	
	24時間連絡及び訪問の体制	☐	あり	
	主治医と連携のもとターミナルケア計画及び支援体制を利用者、家族に説明と同意	☐	あり	訪問看護サービス記録書
	ターミナルケア提供についての身体状況の変化等必要な記録	☐	あり	
	他の事業所での当該加算の算定の有無	☐	なし	
	訪問看護ターミナルケア療養費（医療保険）及び在宅ターミナルケア加算（訪問看護・指導料）の有無	☐	なし	

点検項目	点検事項	点検結果		
主治の医師の特別な指示	急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示（１４日を限度として医療保険で算定）	☐	あり	
初期加算	利用を開始した日から起算して30日以内（30日を超える病院又は診療所への入院の後にサービスの利用を再び開始した場合も同様とする。）	☐	該当	
退院時共同指導加算	退院時共同指導を行い、その内容を記録	☐	あり	利用者等の同意を得た上でテレビ電話装置等の活用可
	退院又は退所後に訪問看護サービスを実施	☐	あり	
	厚生労働大臣が定める状態の利用者	☐	該当 （２回算定可）	
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	（１）個別サービス計画について、利用者の心身の状況やその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、見直しを行っている	☐	あり	
	（２）地域の病院等の関係施設に対し、事業所が提供できる具体的なサービスの内容等について情報提供を行っている	☐	あり	
	（３）日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保している	☐	あり	
	（４）地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っている	☐	あり	
	（５）次のいずれかに適合する			
	（一）障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流を行っている	☐	該当	
	（二）地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施している	☐	該当	
	（三）市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加している	☐	該当	
	（四）地域住民及び利用者の住まいに関する相談に応じ、必要な支援を行っている	☐	該当	
総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）	総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）の（１）及び（２）に適合	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が把握した利用者のADL及びIADLに関する状況について助言を行い、助言に基づいて計画作成責任者が生活機能アセスメントの実施	☐	あり	
	生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成及び計画に基づくサービス提供の実施	☐	あり	
	当該計画に基づく初回のサービス提供が行われた日の属する月に加算	☐	該当	定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書を見直した場合は再算定可
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、利用者の居宅を訪問する際に、計画作成責任担当者が同行する又は理学療法士等及び計画作成責任者が利用者の居宅訪問後に共同してカンファレンスを行い、共同して生活機能アセスメントを実施	☐	あり	※カンファレンスはテレビ電話装置等の活用可。 ※利用者・家族も参加するサービス担当者会議の前後に時間を明確に区分した上で実施するカンファレンスでも可。
	理学療法士等と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成及び計画に基づくサービス提供の実施	☐	あり	
	当該計画に基づく初回のサービス提供が行われた月以降3月間に加算	☐	該当	3月を超えて算定する場合は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を見直す必要あり
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	利用者総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者(日常生活自立度ランクⅡ以上の者である)の割合が直近3月間のいずれかの月で5割以上	☐	該当	毎月の記録
	認知症介護に係る専門的研修を修了している者を対象者数が20人未満の場合は1以上、対象者数が20人以上の場合は、1に当該対象者数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアの実施	☐	該当	認知症介護実践リーダー研修 認知症看護に係る適切な研修
	従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催	☐	実施	テレビ電話装置等の活用可

点検項目	点検事項	点検結果		
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	利用者総数のうち、介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者である）の割合が直近３月間のいずれかの月で２割以上	☐	該当	毎月の記録
	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を対象者数が20人未満の場合は１以上、対象者が20人以上の場合は、１に当該対象者が19人を超えて10又はその端数を増すごとに１を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐	該当	認知症介護実践リーダー研修 認知症看護に係る適切な研修
	従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催	☐	実施	テレビ電話装置等の活用可
	認知症介護の「指導に係る専門的な研修」を修了している者を１名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施	☐	該当	認知症介護指導者養成研修 認知症看護に係る適切な研修
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定	☐	該当	
口腔連携強化加算	事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価の結果の情報提供を実施	☐	該当	
	事業所の従業者が利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決め	☐	該当	
	他の介護サービスの事業所において、栄養状態のスクリーニングを行い口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定	☐	非該当	
	当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定 (初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除く。)	☐	非該当	
	当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定	☐	非該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	従業者ごとの研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定している	☐	該当	
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的 に開催している	☐	該当	
	定期的な健康診断を実施している	☐	該当	
	訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の数が6割以上	☐	いずれかに該当	
	事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士が2.5割以上			
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	従業者ごとの研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定している	☐	該当	
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的 に開催している	☐	該当	
	定期的な健康診断を実施している	☐	該当	
	訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の割合が4割以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が6割以上である	☐	該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	従業者ごとの研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定している	☐	該当	
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的 に開催している	☐	該当	
	定期的な健康診断を実施している	☐	該当	
	訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が3割以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が5割以上である。	☐	いずれかに該当	
	従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が6割以上である。			
	従業者の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が3割以上である			

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	1 賃金改善について次に掲げる（１）～（２）いずれにも適合	☐	あり	処遇改善計画書
	（１）介護職員等処遇改善加算Ⅳを算定した場合に算定することが見込まれる額の２分の１以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てること	☐	該当	
	（２）「経験・技能のある介護職員」のうち１人は賃金改善後の見込額が年額４４０万円以上	☐	該当	
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり	処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐	なし	
	6 労働保険料の納付	☐	適正に納付	
	7 次の（一）、（二）、（三）のいずれにも適合	☐	あり	
	（一）任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐	あり	
	（二）資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐	あり	研修計画書
	（三）介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐	あり	
	8 処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	☐	あり	
	9 処遇改善の内容等についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表（見える化要件）	☐	あり	
	10 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定	☐	該当	
	11 令和7年3月時点で介護職員等処遇改善加算Ⅴ（１）・（３）・（５）・（６）・（８）・（１０）・（１１）・（１２）・（１４）を算定していた事業所が新規に算定する場合は、仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる額の３分の２以上の基本給等の引上げの実施	☐	該当	※令和8年3月末まで

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	1 賃金改善について次に掲げる（１）～（２）いずれにも適合	☐	あり	処遇改善計画書
	（１）介護職員等処遇改善加算Ⅳを算定した場合に算定することが見込まれる額の２分の１以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てること	☐	該当	
	（２）「経験・技能のある介護職員」のうち１人は賃金改善後の見込額が年額４４０万円以上	☐	該当	
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり	処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐	なし	
	6 労働保険料の納付	☐	適正に納付	
	7 次の（一）、（二）、（三）のいずれにも適合	☐	あり	
	（一）任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐	あり	
	（二）資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐	あり	研修計画書
	（三）介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐	あり	
	8 処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	☐	あり	
	9 処遇改善の内容等についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表（見える化要件）	☐	あり	
	10 令和7年3月時点で介護職員等処遇改善加算Ⅴ（１）・（３）・（５）・（６）・（８）・（１０）・（１１）・（１２）・（１４）を算定していた事業所が新規に算定する場合は、仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる額の３分の２以上の基本給等の引上げの実施	☐	該当	※令和8年3月末まで

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	1 介護職員等処遇改善加算Ⅳを算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てること	☐	該当	処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり	処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐	なし	
	6 労働保険料の納付	☐	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合	☐	あり	
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐	あり	研修計画書
	(三)介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐	あり	
	8 処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	☐	あり	
	9 令和7年3月時点で介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・(12)・(14)を算定していた事業所が新規に算定する場合は、仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる額の3分の2以上の基本給等の引上げの実施	☐	該当	※令和8年3月末まで
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	1 介護職員等処遇改善加算Ⅳを算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てること	☐	該当	処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり	処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐	なし	

点検項目	点検事項	点検結果		
	6 労働保険料の納付	☐	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合	☐	あり	
	(一) 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	☐	あり	
	9 令和7年3月時点で介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・(12)・(14)を算定していた事業所が新規に算定する場合は、仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる額の3分の2以上の基本給等の引上げの実施	☐	該当	※令和8年3月末まで